

奈良県公安委員会告示第90号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成27年8月14日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

1 実施日時

(1) 講習

平成27年11月11日（水）及び同月12日（木）の午前9時20分から午後6時まで（両日とも、受付時間は午前9時10分から午前9時20分までとし、講習時間は7時間とする。）

(2) 修了考査

平成27年11月18日（水）の午前9時30分から午前10時30分までの1時間（受付時間は、午前9時10分から午前9時20分までとする。）

2 実施場所

奈良市東寺林町38番地

奈良市ならまちセンター 3階会議室

3 受講定員

80名程度

4 受講申込手續

講習を受けようとする者は、次により申込みを行うこと。

(1) 申込期間

平成27年10月5日（月）から同年11月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 申込時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込場所（問い合わせ先）

奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係

（代表電話0742-23-0110）

(4) 申込方法

講習を受けようとする者本人が、次の書類等を(3)の申込場所に直接持参して申し込むこと。

なお、申込みに当たっては、運転免許証その他の身分を証明する書類（本人の写真が貼り付けられたものに限る。）を提示すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの。） 1葉

ウ 講習手数料

20,000円（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）